

南区総合庁舎ギャラリー使用のご案内

1 目的

南区総合庁舎ギャラリーは、南区役所及び横浜市が区民への情報提供及び発信の場として使用することを目的とします。また、区内で活動する文化活動団体（※1）の展示発表の場として活用することで、南区の文化振興及び普及を図ることを目的とします。

※1 南区を拠点に活動する文化活動団体で、新規加入の受入れが可能な団体とします。特定のメンバーに限定した団体及び個人での展示はできません。

2 場所

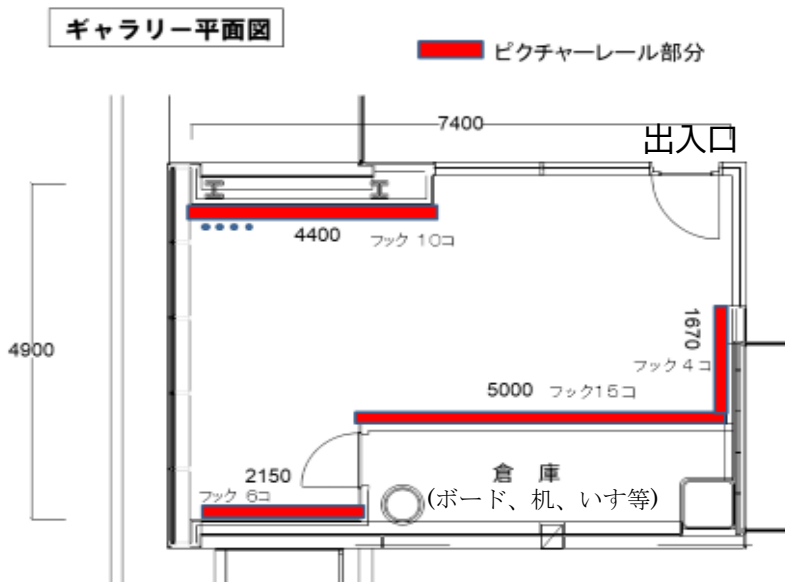
南区総合庁舎 1階

3 ギャラリー平面図

右図のとおり

4 ギャラリー設備・貸出物品

- ・ピクチャーレール
- ・有孔ボード 7枚
- ・展示用机（1800×45） 11台
- ・パイプ椅子 6脚
- ・広報用看板（87×42） 1台
- ・吊り下げワイヤー 50本
- ・スネークフック 30個



5 ギャラリー展示時間

平日 9時～17時

6 その他

- (1) 展示作品等の紛失・破損・汚れ等については、南区役所は責任を負いかねます。また、来場者に危険が及ばないように展示してください。
- (2) 展示及び撤収時に高所での作業がある場合もありますので、複数名での作業をお願いします。
- (3) 特定の政治・宗教活動及び営利に関する展示・行為はできません。
- (4) 物品の販売、募金その他これらに類する行為またはその他営業行為をすることはできません。入場料等も徴収できません。
- (5) 部屋をはみ出さないように展示してください。
- (6) 粘着性のテープ等の使用、またピンによる固定はできません。
- (7) ギャラリー内での飲食はできません。
- (8) ギャラリー内で大きな音、においを発生させることはできません。
- (9) 原則として、ギャラリーは区役所職員が9時に開錠し、17時に施錠します。
- (10) 展示時間中のギャラリーの施錠はできません。
- (11) 展示物について、事前にヒアリング、内容確認をさせていただきます。
- (12) 展示の様子を写真等で撮影し、区の広報等で利用する場合があります。
- (13) 「南区総合庁舎ギャラリーの使用に関する要綱」に定められた事項を遵守ください。
- (14) ごみはお持ち帰りください。
- (15) 展示中に、地域振興課職員の指示があれば、それに従ってください。

5 搬入・搬出

搬入・搬出は9時から17時の間に行ってください。また、その際には地域振興課にお立ち寄りください。※駐車場料金は、各団体でご負担ください。

問合せ 南区役所地域振興課区民活動推進係

TEL 341-1238 Fax 341-1240